

都市計画区域名	市 町 村 名
竜ヶ崎・牛久	龍ヶ崎市、牛久市及び利根町の全域
つくばみらい	つくばみらい市の全域
取手	取手市及び守谷市の全域
土浦・阿見	土浦市及び阿見町の全域、かすみがうら市の一部
石岡	石岡市の一部
研究学園	つくば市の全域
稲敷東部台	稲敷市の一部及び美浦村の全域
稲敷東南部	稲敷市の一部及び河内町の全域
八郷	石岡市の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第744号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水海道都市計画、岩井・境都市計画、古河都市計画、下館・結城都市計画、八千代都市計画、下妻都市計画及び石下都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県西圏域都市計画区域マスタープラン）

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画区域名	市 町 村 名
水海道	常総市の一部
岩井・境	坂東市、境町及び五霞町の全域
古河	古河市の全域
下館・結城	筑西市、結城市及び桜川市の全域
八千代	八千代町の全域
下妻	下妻市の全域
石下	常総市の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) ひたちなか市
ア 市街化区域に追加する部分
ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 鹿嶋市
ア 市街化区域に追加する部分
鹿嶋市 大字平井 字灘 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、つくばみらい都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) つくばみらい市
ア 市街化区域に追加する部分
つくばみらい市 福岡工業団地 の一部
福岡 字古木山 の一部

水戸・勝田都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

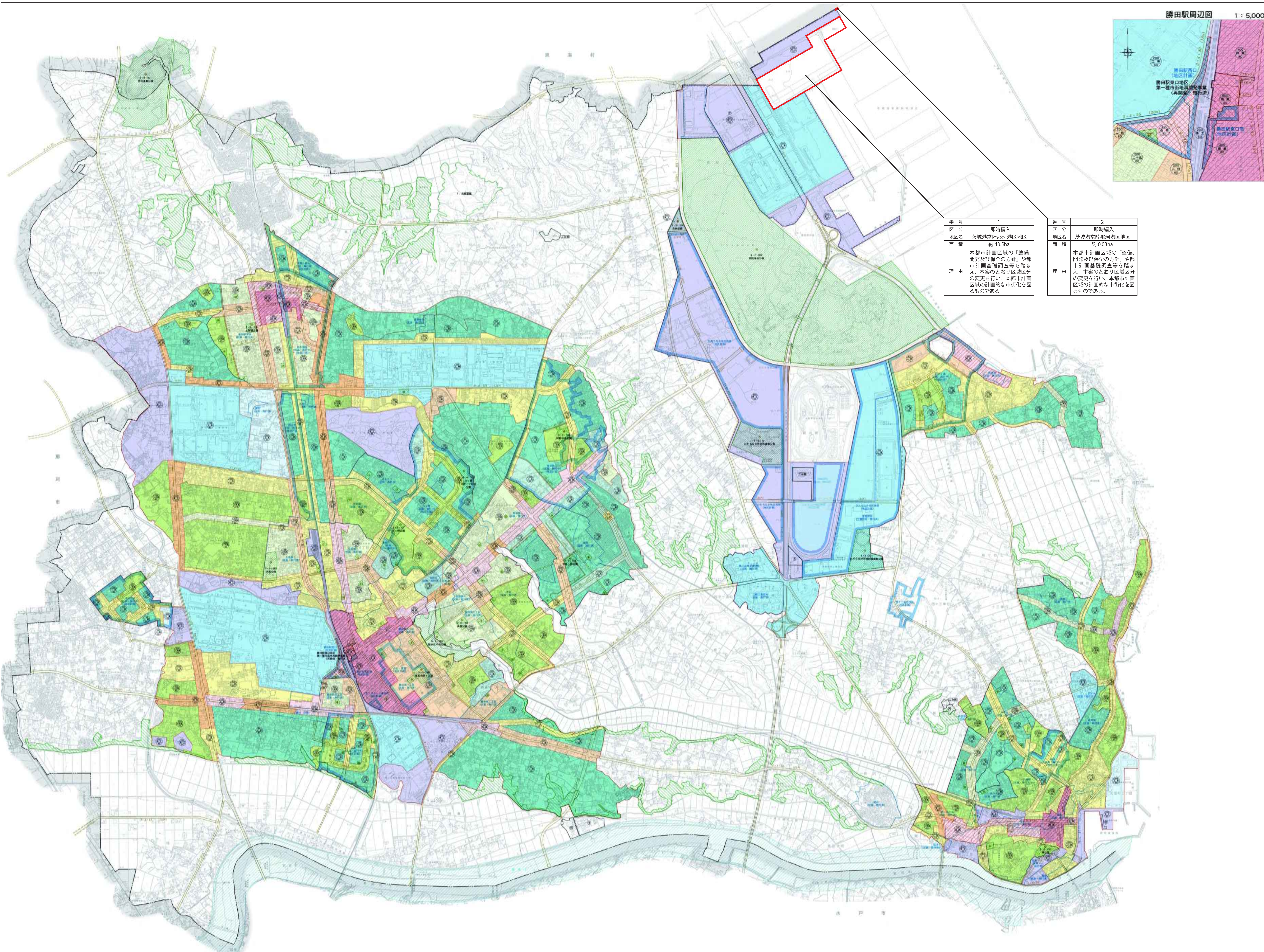
1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり変更する」

2. 人口フレーム

年次 区分		2020 年（令和 2 年） （基準年）	2030 年（令和 12 年） （基準年の 10 年後）
都市計画区域内人口		565.8 千人	555.7 千人
	市街化区域内人口	375.2 千人	360.2 千人
	保留する人口	—	0.5 千人

理 由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

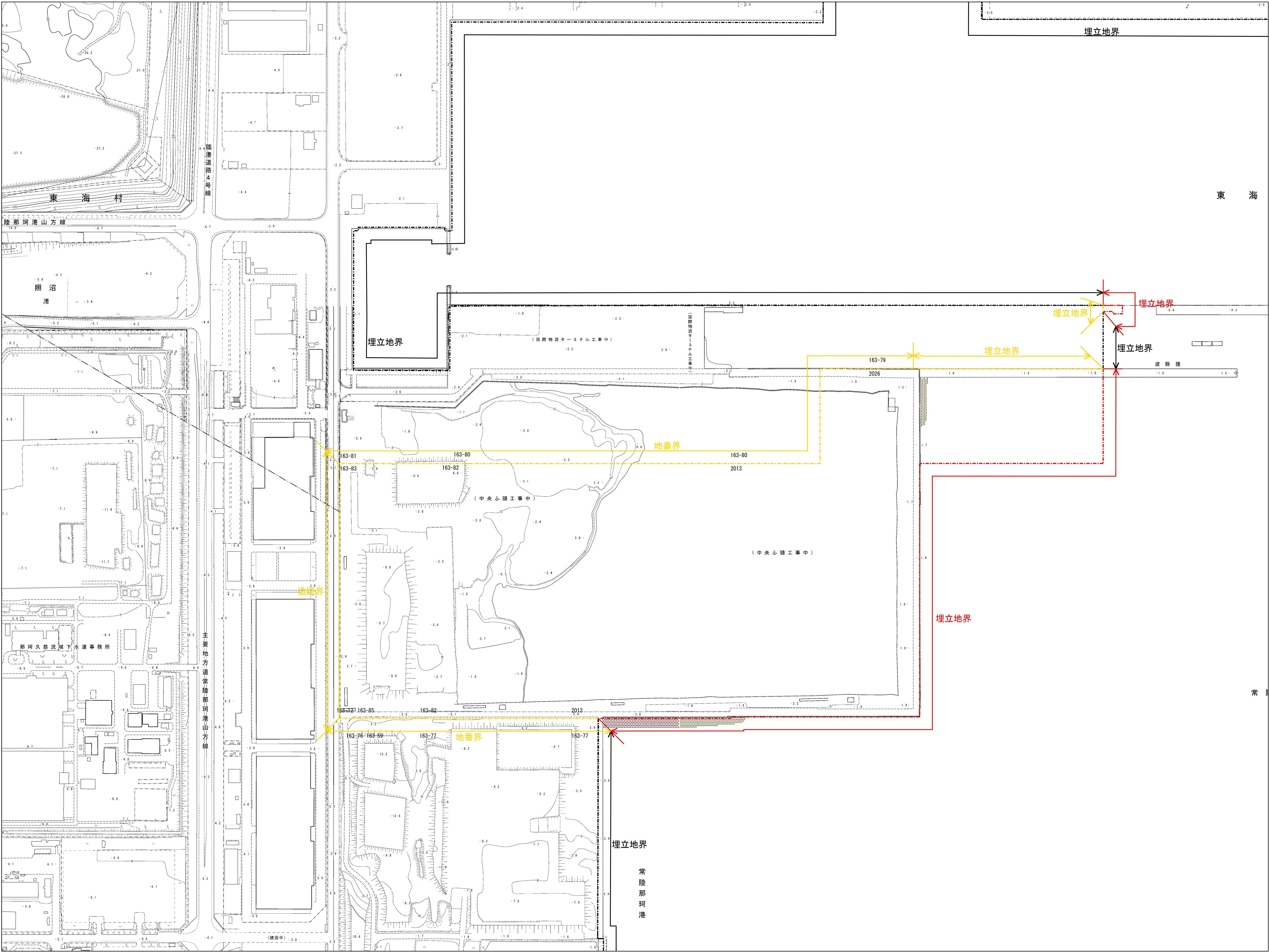


番号	1	番号	2
区分	即時編入	区分	即時編入
地区名	茨城港常陸那珂港区地区	地区名	茨城港常陸那珂港区地区
面積	約 43.5ha	面積	約 0.03ha
理由	本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。	理由	本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。



凡 例	
行政区域界	境界線
市域化区域界	境界線
用途地域	種別等 容積率
第一種低層住居専用地域	20 100
第二種低層住居専用地域	30 100
第三種低層住居専用地域	40 100
第一種中高層住居専用地域	60 150
第二種中高層住居専用地域	60 200
第一種住居地域	60 200
第二種住居地域	60 200
準住居地域	60 200
近隣商業地域	80 200
商業地域	80 400
準工業地域	60 200
工業専用地域	60 200
防火地域	
準防火地域	
第一種市街地開発区域(地区計画区域)	
地区計画区域	
臨海地区	
都市計画道路	
都市計画公園	
都市計画緑地	
都市計画河川	
下水道終末処理場	
汚物処理場	
ごみ焼却場・ごみ処理場	
市 場	
火 葬 場	
土地区画整理事業区域	
工業団地造成事業区域	

凡例
市街化区域へ
編入される区域界



- 凡例
- 今回新たに区域区分界となる部分
 - 今回区域区分界から除外される部分
 - 今回区域区分界の変更に係らない部分